

第46回JOYO産業まつり【個店出展規約】

出展者（その関係者を含む）は、以下の本規約を遵守するものとします。

出展者が本規約を遵守できないと判断した場合は、その申込・出展をお断りします。

本規約に違反する、会場の雰囲気を乱す、主催者の指示に従わないなど、「出展に不適當」と主催者が判断した場合は、即刻出展を中止し退場していただきます。また、今後の出展をお断りする場合があります。

1. 出展資格

城陽商工会議所会員及び運営委員会が認めたものに限りします。

※飲食の提供を伴う出展の場合は飲食店営業（露店）許可が必要となります。

※キッチンカーの場合は飲食店営業（自動車）許可が必要となります。

※農産物を販売する場合は、「野菜果物販売業」の届出が必要となります。

2. 出展申込

所定の出展申込書に必要事項を全て記入のうえ、必要書類とともに指定期日までに城陽商工会議所へお申込みください。（提出方法：メール・郵送・持参のいずれか）

申込多数の場合は、ご希望添えない場合があります。

申込書記入の出展内容に変更が生じた場合は速やかに申し出てください。

3. 出展料 【テント】 1 ブース（横 5.4m×奥行 3.6m）100,000 円（税込）

※基本使用備品【机 5 台、パイプ椅子 10 脚】

※上記以外の備品および電気工事は別途有料（申込用紙をご確認ください）

【キッチンカー】 1 区 画（横 5.4m×奥行 3.6m） 50,000 円（税込）

※場所のみの提供となります。

※キッチンカーの募集は 3 者程度

出展者都合による出展辞退の場合及び悪天候等によるイベント開催途中での中止の場合は返金致しません。

4. 出展時間

午前 10 時 00 分～午後 3 時 00 分

出展時間・内容に偏りが出ないように時間配分を考えて出展してください。

5. 搬入・搬出について

原則当日搬入・当日搬出といたします。搬入出時間以外の会場内への車両の乗り入れ及び車両の移動並びに会場周辺道路への一時的な駐車は一切禁止いたします。

搬入時間：11月3日 午前7時30分～午前9時

搬出時間：11月3日 午後3時30分以降（来場者に注意して搬出してください）

※来場者の状況により時間を変更する場合があります。

各自のブース及びその周辺は、必ず清掃を行い、ブースには一切ゴミを残さないでください。

搬入・搬出にあたり警備員の誘導指示には必ず従ってください。

6. 出展者専用駐車場について

1 出展者あたり 1 台の車両駐車スペースを（文化パーク城陽より東へ約 200m）を準備します。駐車券を発行致します。駐車券はダッシュボード等、外から確認出来る場所に置いてください。駐車券のない車両の駐車は一切禁止します。

7. 火気使用について

各ブースには火気の使用の有無に関わらず火元責任者を設置していただきます。

火気を使用されるブースは必ず消火器を準備してください。(簡易式のもの不可)
プロパンガスは机等に固定し、コンロ下には不燃性の板の設置、風除けにも不燃性のものを使用してください。

上記のものが設置出来るまでは出展を停止させていただきます。

8. 衛生管理について

出展者による衛生管理の徹底をお願いします。出展者が提供する商品、サービスによるトラブルは全て当事者間で解決する事とし、主催者は一切責任を負いません。

9. 出展場所について

出展場所の配置については出展内容・出展者数、会場の構成等を考慮に入れ、主催者が決定いたします。

10. 会場内の樹木及び施設の破損について

会場内の樹木や電柱・標識等を利用したディスプレイ等は一切できません。

万一損傷等を与えた場合には、現状補償をしていただきます。

11. 悪天候時の対応について

原則雨天決行です。大雨や強風等の悪天候の場合は開催を中止する事があります。(順延はありません) また、開催途中に悪天候となった場合は状況をみて、主催者の判断により途中閉催とする場合があります。

悪天候等により開催判断が必要な場合は、当日午前7時に決定し、当所ホームページにてお知らせします。

12. その他禁止行為

- ・危険物及び裸火の会場への持ち込み
- ・来場者に危険を及ぼす恐れがあると認められる行為
- ・公序良俗に反する恐れがあると認められる行為
- ・その他、本まつり運営に支障があると認められる行為

13. その他注意事項

- ・売買等におけるトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故が生じた場合は、全て当事者間で解決する事とし、主催者は一切責任を負いません。
- ・本規約に定めのない事項が発生した場合は、主催者と出展者が誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。
- ・社会状況に応じて出展内容に制限及び変更を求める場合があります。
- ・主催者は所定の手続きを経て、本規約を随時変更することができるものとします。

14. 個人情報の取り扱いについて

出展申込書にご記入いただいた情報は、本事業に関する運営の為に利用するほか、城陽商工会議所からの各種連絡・情報提供の為に利用することがあります。

城陽商工会議所

第46回JOYO産業まつり運営委員会

TEL:0774-52-6866 FAX:0774-52-6769